

敷地内全面禁煙のお知らせ

(平成29年10月1日～)

健康増進法では、「病院、学校など多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と規定されています。

当院は、職員及び外来・入院患者様、ご家族様の健康を守ることを使命にしている病院の立場を考え、平成29年10月1日より敷地内全面禁煙を実施することとしましたので、ご理解とご協力をお願いします。



病 院 長

敷地内全面禁煙について

- ①病棟、外来を含む院内全部が禁煙となります。
- ②病院敷地全部が禁煙
(車の中も敷地内なので禁煙
です。)
- ③電子タバコも禁止です。